

日本共産党 和歌山市会議員

# ひめだ高松三ノエ

No.1047  
15.2.25

## 2月市議会が始まりました。

3月がそこまで来て暖かくなったような気がします。天気予報ではこのまま春の陽気にはならないとのこと。2月23日(月)2日定例会市議会が始まりました。今号は、24日(火)に私、ひめだが行った補正議案に対する質疑についての報告です。

## もったいない使い残り予算

随業者Tアホーム等設置促進事業補助金が55万5千円減額になっていたので、その理由を聞きました。国の補助事業に応募した事業者は7件。確定審査後2件について国に事業申請した

とこの1件のみ55万5千円しか認められなかったとのこと。あと1件の金額は20万5千円。「国の予算の範囲外」とこの役所は事におり予算のほとんどが不用額になっちゃった。

経済対策としての国の補正予算の中に委託料200万円、わかちわかち場活用検討事業とあります。Tアホームの地下広場の賑わい創出に新たな活用案を検討すること。ロシアに業者を丸投げの事業は問題です。和歌山城周辺道路ポラシトパーク整備事業のローミング20万円は、裁判所で郵便局近くの広域のお城沿いに建っている民家と駐車場を市が購入して「周辺道路を敷築する」と民家も駐車場に休める憩いの場を設けたため「200万円です。和歌山城の一角に民家であることも

## どうかな？という予算も

奇異ですが、和歌山城公園

に画して小さな公園を造るのも何かへんです。公園整備は1千万円、残が土地代。

### 人にちは日本共産党のかとう直人です。(その55)

演説力を磨き上げたい  
共産党の元副委員長の上田耕一郎さんが演説について「政治家の演説は解説や講義と違って問題の解明をするもの」で聴衆が「そうか！なるほど！じゃあさう！」「元気になってもらいたいものなのだから語った方がいいです。」

「解明と元気」をめぐりすには次の3つが大事だと続きます。一つは事実問題の深刻さや象徴的な事実を取り上げることで、そのことを一度聞けば忘れられない事実を探す。二つ目は論理。そのなか

らこうなるの論の展開で、ストンと胸に落ちる論理。三つ目は迫力、オオッと聞かせる勢い。なるほど、これが国会での上田耕一郎さんの数ある名演説の極意かと実感しました。

私たちの周りには貪欲権利得言、ハラスメント、格差、忘れられないような事実があり、それを取り上げて不正を告発、粘り強い運動にしていく共産党の活動があります。

演説の材料に事欠かない日々、演説力を磨き上げ、道行く人の足を止めたいものです。



かとう直人 (県議予定候補)

# プレミアム商品券の発行

前号で、経済対策として  
の国の補正予算で発行する  
プレミアム商品券(一冊一  
万二千円の商品券を一万円  
で販売)について、一冊  
あたり一万円まで、母子  
で世界は最大一万円まで  
応募可能だと報告しました  
が、「中が間違っています」  
と。正しくは「子育て世帯  
は一万円十中(中学生までの子  
どもの人数)まで(この

とです。

つまり中学生までの子ど  
もが二人なら最大一万円、  
中学生までの子どもが10人  
なら最大十万円まで応募可  
能ということです。訂正し  
ておびびります。

この商品券は市内の商店  
、山形店、大型店、量販店、  
チェーン店など広く使える  
ようにしたいとのこと。た  
だし、出資や債務の支払い

# こどもには 日本共産党です

## 医療保険制度改悪法案

2月20日、厚生労働省  
は、医療保険制度改悪法  
案の概要を社会保障審議  
会医療保険部会に示しま  
した。市町村が運営する  
国民健康保険(国保)の

財政運営を都道府県に移し  
て医療費抑制を進めること  
や、入院給食費自己負担増  
など盛り込んでいます。

国保の都道府県化では、  
都道府県が市町村の納付金  
や標準保険料率を決定。市  
町村はこれをもとに保険料  
率を決め、徴収します。保  
険料値上げや徴収強化につ  
ながります。

い、せいし財経勝刑めじ  
**演説会の案内**  
3月14日(土)13時  
市民会館小ホール  
日本共産党衆議院議員  
こくた南二国対報  
和歌山市区の県議、市議、保衛  
全議、選挙!!

有価証券・図書券・印紙等  
の換金性の高いモノの購入  
や不動産に関する支払い等  
には使用できません。  
また利用可能期間を過ぎ  
れば、タダの紙切れになり  
ますので、ご注意ください!!

国は3400億円の財  
政支拂を実施。財源は健  
康保険組合や公務員共済  
の負担増で肩代わりさせ  
ます。市町村による一般  
会計からの繰り入れをや  
めさせるらしいです。  
入院給食費の自己負担  
は、260円から460  
円に引き上げ、これでは  
治る病氣も治りません。

# 生存権裁判第一回公判

2月13日(金)和歌山地  
方裁判所202号法廷で、  
生活保護制度が始まって以来  
の大幅な基準額の引き下げ  
(最大10%)は、憲法25条、  
社会権規約、生活保護法に  
違反するとして8人の原告  
が市などを訴えた「生存権  
を守るための行政処分取消  
請求事件」生存権裁判の  
第一回公判が開かれ、私、  
ひめだも傍聴しました。

この日は、原告一人と訴  
訟代理人の由良弁護士から  
意見陳述がありました。短  
時間の裁判のあと、参加者  
は弁護士会館で由良弁護士  
はじめ弁護士から裁判と訴  
訟等の説明を聞きました。  
次回公判は、4月21日(火)13時30分から同じ法廷で行われます。ぜひ、みなさんで傍聴に行ってください。お願ひします。

# ひめだ高宏事務所

2月22日(日)くもり。  
塩屋5丁目6の12の自宅に  
ひめだ高宏事務所を聞き、  
10時30分から近くの公園で  
事務所開きを行いました。  
雨模様で、ヒヤヒヤしまし  
たが、ご近所の方、後援会  
や支持者の方など50人の方  
が来てくれました。

集会は、竹田さんの司会  
で、山本市南ブロック後援  
会を、前支部地区委員長、  
かとう直入県議候補、自治  
会の堀さんから激励のあい  
さつをいただきました。新  
婦人後援会から要求・壁飾  
り、絵手紙サークルから絵  
手紙、生活と健康を守る会  
有志から花束をいただき、  
私、ひめだは6期目をめざ  
す決意を訴え、最後は山塚  
さんが開会あいさつ。